（高齢受給者証の交付等）

第四十一条　（略）

2・3　（略）

4　第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第二項から第四項までの規定は、高齢受給者証について準用する。

（特定疾病の認定の申請等）

第八十八条　（略）

2～8　（略）

9　第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第一項から第三項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第八十八条第八項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

（限度額適用の認定等）

第九十三条　（略）

2～6　（略）

7　第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第二項から第四項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十三条第四項の意思を表示しない者」と、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第二項から第四項までの規定は、高齢受給者証について準用する。

（高齢受給者証の交付等）

第四十一条　（略）

2・3　（略）

4　第三十五条第二項及び第三項、第三十六条から第三十八条まで並びに第四十条第二項から第四項までの規定は、高齢受給者証について準用する。

（特定疾病の認定の申請等）

第八十八条　（略）

2～8　（略）

9　第三十五条第二項及び第三項、第三十六条から第三十八条まで並びに第四十条第一項から第三項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十八条第五項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第八十八条第八項の意思を表示しない者」と、第三十八条第二項中「被保険者に」とあるのは「被保険者（第八十八条第八項の意思を表示しない者を除く。）に」と、同条第三項中「被保険者は」とあるのは「被保険者（第八十八条第八項の意思を表示しない者を除く。）は」と、同条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十三条第四項の意思を表示しない者」と、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十三条第四項の意思を表示しない者」と、第三十八条第二項、第三十八条第四項及び第四十条第三項中「被保険者」とあるのは「被保険者（第九十三条第四項の意思を表示しない者を除く。）」と、第三十八条第五項中「被保険者に」とあるのは「被保険者（第九十三条第四項の意思を表示しない者を除く。）に」と、同条第六項中「被保険者は」とあるのは「被保険者（第九十三条第四項の意思を表示しない者を除く。）は」と、第四十条第一